

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	2)			事業に供される公共施設等の名称が「（仮称）石巻市西学校給食センター」と記載されておりますが、要求水準書（案）第1-2-2には、「石巻市新学校給食センター」と記載されております。施設名称はどちらになりますでしょうか。	実施方針の記載名に統一します。
2	実施方針	1	第2	3	2)		⑥	ここでいう都道府県税及び市町村税とは、構成員の本社所在地への納税のことと理解してよろしいでしょうか。	国税は、本社所在地、地方税は、参加申込みを行う本社または支社の所在地を想定しています。
3	実施方針	3	第1	1	6)	(3)		予定価格は入札公告時に開示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	実施方針	3	第1	1	6)	(3)		昨今の建築資材高騰により建設工事費は上昇しておりますので、これらの上昇も加味した予定価格の設定をお願いいたします。	ご意見として承ります。
5	実施方針	3	第1	1	6)	(3)		サービス対価の支払いについて、開業準備業務に係るサービス対価の支払いについてご教示ください。	入札公告時に示します。
6	実施方針	3	第1	1	6)	(3)		サービス対価の支払いにおきまして、開業準備業務に係る対価は、施設整備または維持管理及び運営のどちらの対価に属する予定でしょうか。	入札公告時に示します。
7	実施方針	3	第1	1	6)	(3)		サービス対価の支払いにおきまして、開業準備業務に係る対価は、施設整備または維持管理及び運営のどちらの対価に属する予定でしょうか。	入札公告時に示します。
8	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	①	市が支払う「事業契約書に定める一部金額」「本施設の所有権移転時に一時金」については、入札公告の際に提示いただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
9	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	①	提案から基準金利決定日までの金利変動により、割賦量の額を改訂することとありますが、市が所有権移転時に一時金として支払う施設整備に係るサービスの対価についても、物価変動に基づき、変更するようにしていただきたいと思います。	ご意見として承ります。
10	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	①	サービス対価の支払い方法の詳細は入札公告時に示すとありますが、「施設整備に係るサービス対価のうち、事業契約書に定める一部金額を本施設の所有権移転時に一時金として選定事業者へ支払う」部分について、一時金とは何割程度の支払いになりますでしょうか。ご教示ください。	入札公告時に示します。
11	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	①	施設整備に係るサービス対価については、「所有権移転時に一時金」により貴市から事業者へ支払われることとされておりますが、前払金や中間払いをご検討いただけませんか。	ご意見として承ります。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
12	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	①	施設整備費に関して、割賦の金利変動についての記載はありませんが、物価変動の記載がありません。しかしながら、人件費や資材費等は近年急速に高騰しており、施設整備費についても物価スライドに基づいて改定されると理解してよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。
13	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	①	提案時の基準金利に関しましては、イコールフットINGの観点から、貴市が入札上限コストを算定した時点の基準金利と同一としていただけませんか。	ご意見として承ります。
14	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	①	開業準備業務に係るサービス対価は供用開始後に一括して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。他自治体の案件で稀に開業準備業務も施設整備費に含めて事業期間に亘り平準化して支払われるケースがありますが、開業準備費の特性を鑑み、開業準備業務に係るサービス対価は供用開始後に一括してお支払いいただきたいと存じます。	ご意見として承ります。
15	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	①	施設整備に係る割賦元金に係る消費税及び地方消費税の支払方法について、「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されたことを考慮していただき、当該割賦元金に係る消費税及び地方消費税は、一時金の支払いと同じタイミングで一括して支払われる建付けでお願いいたします。 万一、割賦元金に係る消費税及び地方消費税が、一時金と同じタイミングで一括してお支払いいただけない場合（事業期間にわたり平準化して支払われる場合）、消費税及び地方消費税相当額を金融機関から借入する必要がありますが、貴市がSPCに支払う消費税及び地方消費税には割賦金利が付かないことから、施設整備に係るサービス対価では毎回の借入元金と借入利息を返済できないという問題が発生するためです。	ご意見として承ります。
16	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	②	「維持管理及び運営に係るサービス対価は、物価変動に基づき、見直す必要が生じた場合は協議を行う」と記載が御座いますが、見直しの基準となる指標について想定を確認したく存じます。より実態に沿った物価改訂とさせていただきたく、「最低賃金」もしくは「企業向けサービス価格指数 労働者派遣サービス」を指標として採用頂くことを希望いたします。	ご意見として承ります。
17	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	②	光熱水費は固定料金に含まれることを想定しているとの記載がありますが、光熱水費は近年価格が急騰しており、今後も更なる値上げ等が予想されます。事業者にとっては多大なリスクであるとともに、これにより全体の提案金額が予定価格に収まらないことも想定されます。光熱水費は実際にかかった費用を市に請求する実費精算としていただけないでしょうか。	本件は民間ノウハウに期待する事業であることをご理解頂き、創意工夫を期待いたします。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
18	実施方針	4	第1	1	7)			事業スケジュール（予定）について、施設の整備（設計、建設）期間が22か月程度に設定されておりますが、建設業務における4週8開所をはじめとした働き方改革などを踏まえ、著しく短い期間設定がなされていると考えられます。施設の開業を夏休み明けに延ばしていただくなど、施設整備期間をさらに確保していただけないでしょうか。	本件は民間ノウハウに期待する事業であることをご理解頂き、創意工夫を期待いたします。
19	実施方針	4	第1	1	7)			SPCとの事業契約の調印（仮契約）について、令和6年12月頃とされておりますが、落札者決定直後の仮契約はSPCの設立手続等を考慮すると非現実的です。実施方針6頁に記載されている通り、仮契約は令和7年1月頃を予定すると理解してよろしいでしょうか。	詳細は選定後に契約可能な日程で調整します。
20	実施方針	4	第1	1	7)			本頁では仮事業契約締結は令和6年12月とありますが、6頁では令和7年1月と記載があります。どちらが正でしょうか。	令和7年1月に修正します。
21	実施方針	4	第1	1	7)			設計・建設期間が約22ヶ月であることは、2024年問題を加味するときにわけてタイトだと思われそうですが、期間の延長等は検討できないでしょうか。	ご意見として承ります。
22	実施方針	4	第1	1	7)			開業準備期間は令和9年2月～3月の2ヶ月間と理解してよろしいでしょうか。	その想定です。
23	実施方針	4	第1	1	7)			事業スケジュール（予定）、施設の整備（設計、建設）期間について、建設業務における働き方改革などにおいて、短い期間設定と考えます。施設の開業時期を延ばしていただくなど、施設整備期間をさらに確保していただけますようお願い致します。	本件は民間ノウハウに期待する事業であることをご理解頂き、創意工夫を期待いたします。
24	実施方針	4	第1	1	7)			「落札者決定・公表」から「仮事業契約締結」の期間に年末年始を挟むことから、「落札者決定・公表」を12月初旬に設定していただけますようお願い致します。	選定から契約のスケジュールについては、契約締結出来るよう努めます。
25	実施方針	4	第1	1	7)			確実な施設整備期間を確保するため、落札者決定から事業契約の間に市と設計の事前協議を行うことをお認めください。	ご意見として承ります。
26	実施方針	4	第1	1	7)			事業スケジュール（予定）が告示されていますが、入札公告や選考、事業自体のスケジュールに延期や変更の可能性がある場合は本回答の機会にてご教示頂けないでしょうか。	現時点では確定しませんので、公表いたしません。
27	実施方針	4	第1	1	7)			落札者の決定・公表、基本協定締結、SPCとの事業仮契約の調印がすべて令和6年12月頃となっています。P6のスケジュールでは、仮契約締結が令和7年1月となっていますので、1月と考えればよろしいでしょうか。年末ということもあり、SPC設立から仮契約までの期間が1か月以内では対応困難です。	令和7年1月に修正します。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
28	実施方針	4	第1	1	7)			事業スケジュール（予定）について、施設整備期間が22ヶ月間に設定されていますが、建設業務における4週8閉所を勘案すると短い期間での設定であると考えます。施設整備期間をさらに確保していただけないでしょうか。	本件は民間ノウハウに期待する事業であることをご理解頂き、創意工夫を期待いたします。
29	実施方針	4	第1	1	7)			事業スケジュールの中で、施設の設計、建設期間が約22か月程度となっておりますが、同じ食数規模の学校給食センター整備事業と比べ、建設期間が半年ほど短いと思われます。法令に則り、適切な施設整備を行うために、設計、建設期間を約30か月程度確保いただけないでしょうか。	本件は民間ノウハウに期待する事業であることをご理解頂き、創意工夫を期待いたします。
30	実施方針	4	第1	1	7)			事業スケジュール（予定）について、施設の整備（設計、建設）期間が22か月程度に設定されておりますが、建設業務における4週8閉所をはじめとした働き方改革関連法の改正などを踏まえると、工期設定が短いと感じます。施設の開業時期の延期等、施設整備期間をさらに確保していただくご検討をお願い致します。	本件は民間ノウハウに期待する事業であることをご理解頂き、創意工夫を期待いたします。
31	実施方針	6	2	2				建設業における労働基準法改正により、事業スケジュール（予定）に記載のある施設整備（設計・建設）期間の22か月では不足してしまいます。期間を延ばすことは可能でしょうか。	本件は民間ノウハウに期待する事業であることをご理解頂き、創意工夫を期待いたします。
32	実施方針	6	第2	2	6)			「（資料9）配送校のプラットホーム・配送車両に関する情報」の資料がございますが、入札説明会では、用地の現地説明だけでなく、実際に配送校のプラットホーム等を見学させて頂けないでしょうか。	学校運営の支障となるため、予定しておりません。公表資料にて検討願います。
33	実施方針	6	第2	2				「落札者の決定及び公表」から「仮事業契約締結」までの期間について、基本協定書締結やSPC設立業務に時間を要し、年末年始も含むため、最低でも1ヶ月半以上はいただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	選定から契約のスケジュールについては、契約締結出来るよう努めます。
34	実施方針	6	第2	2				本事業と同様のPFI案件では、発注者と事業者との間で公表資料等についての認識のずれを無くすため、入札公告前に官民対話が実施されます。本事業においても、貴市と事業者間での認識のずれを無くすことを目的に入札公告前に対話を実施いただけないでしょうか。	個別での実施では、質疑により認識のずれをなくす機会としていることから実施いたしません。
35	実施方針	6	第2	2				実施方針等の資料について、貴市と事業者の間での認識の相違をなるべく小さくするため、広告前に対話の機会を設けていただくことをご検討ください。	個別での実施では、質疑により認識のずれをなくす機会としていることから実施いたしません。
36	実施方針	6	第2	2				公表資料についての解釈など、貴市と事業者間での理解を深めるため（認識のずれを無くすため）、入札公告公表前に、対話の機会を設けていただきたいと考えております。ご検討いただけないでしょうか。	個別での実施では、質疑により認識のずれをなくす機会としていることから実施いたしません。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
37	実施方針	6	第2	2				提案書提出後、プレゼンまたはヒアリングは行われるのでしょうか。	現時点では確定しませんので、公表いたしません。
38	実施方針	6	第2	2				官民対話は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	実施方針	6	第2	2				貴市の想いをくみ取り、提案内容に確実に反映させるために、入札公告公表前に対面対話の機会を設けていただけないでしょうか。	個別での実施では、質疑により認識のずれをなくす機会としていることから実施いたしません。
40	実施方針	6	第2	2				公表資料についての解釈など、貴市と事業者間での理解の齟齬を防ぐために、入札公告公表前に、対話の機会を設けていただけないでしょうか。	個別での実施では、質疑により認識のずれをなくす機会としていることから実施いたしません。
41	実施方針	7	第2	2	8)			参加表明書等の提出にあたり、参加表明書に通常記載する各企業の「代表者」に該当する者は、貴市に競争入札参加資格承認簿に登録されている者と考えてよろしいでしょうか。	現時点では確定しませんので、公表いたしません。
42	実施方針	8	第2	1	12)	(1)		基本協定書について、独占禁止法違反及び談合等により違約金が課される場合、本事業において独占禁止法違反及び談合等を行った場合に限定していただけますようご検討お願いいたします。本事業に限定されない場合、構成員にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性がございます。	ご意見として承ります。
43	実施方針	8	第2	1	12)	(1)		基本協定書について、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付け（帰属性を有するものが連帯して負担等）としていただきますようご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
44	実施方針	8	第2	1	12)	(1)		基本協定書について、事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が想定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金は、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
45	実施方針	8	第2	2	1)			「応募者に対してヒアリングを行うことがある。」とされておりますが、ヒアリングは実施されない方が原則ということでしょうか。	現時点では確定しませんので、公表いたしません。
46	実施方針	8	第2	2	12)	(2)		SPCの設立場所について、本事業用地を所在地として登記することは認めて頂けますでしょうか。	不可です。
47	実施方針	9	2	3	1)		⑤	「石巻市内にSPCを設立するものとし、」とありますが、新学校給食センター竣工後であれば、SPCの住所を新学校給食センターの事業者事務室に変更することは可能でしょうか。	不可です。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
48	実施方針	9	第2	3	1)	—	③	応募者の構成員の定義として代表企業と構成企業が挙げられており、協力企業は入っておりませんが、「用語の定義」における構成員の定義には「構成企業（代表企業含む）と協力企業から成る」とあり、定義が統一されていません。 一方、協力企業を「構成企業から業務の受託・請負を予定している者」と定義されていますが、入札段階において工事発注の確約をできないことから、全ての協力企業を確定させることは困難なため、協力企業は構成員に含まないように定義づけをお願いします。	構成員には、協力企業を含みます。 協力企業は、全ての企業を必須としません。事業者の判断で、提案として体制に明らかにしておきたい企業について、協力企業に連ねてください。
49	実施方針	9	第2	3	1)	—	③	代表企業についてはSPCへの出資が必要と認識しましたが、代表企業以外の構成員についてはSPCへの出資を必ずしも要しないとの理解でよろしいでしょうか。	代表企業その他、構成企業については、出資が必要です。
50	実施方針	9	第2	3	1)		①	「応募者は、必ず、（中略）設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業を含む企業により構成されるもの」とありますが、実施方針1ページの前ページの図におきまして、これらの企業すべてがSPCに出資するようにお見受けしますが、中には出資しない企業もある場合がありますので、この図のご説明をお願い致します。	No.49のとおりです。
51	実施方針	9	第2	3	1)		③	SPCに出資をする企業について定義をお示し願います。	No.49のとおりです。
52	実施方針	9	第2	3	1)		③	用語の定義においては、構成員は構成企業（代表企業含む）と協力企業から成る、とされておりますが、協力企業はSPCから直接業務を受託しない立場であることから、構成員を構成しないと考えるのでしょうか。	No.48のとおりです。
53	実施方針	9	第2	3	1)		③	用語の定義で構成員は代表企業、構成企業、協力企業から成るようになっており、本項では代表企業、構成企業に分類されております。どちらが正でしょうか。	No.48のとおりです。
54	実施方針	9	第2	3	1)		⑤	当施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	不可です。
55	実施方針	9	第2	3	1)		⑦	「市内に本店機能を有する事業者」を地元企業とありますが、支店や営業所を有する企業についても地元企業と読み換えて理解してもよろしいでしょうか。	不可です。
56	実施方針	9	第2	3	1)		⑦	「市内に本店機能を有する事業者」を地元企業とありますが、市内に本社登記している企業は「地元企業」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	3) 応募者の構成員の参加資格要件の前提条件を満たしていれば、お見込みのとおりです。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
57	実施方針	11	第2	3	3)	(3)		「構成員である工事監理企業・・・」と記載がありますが、「添付書類 用語の定義」で構成員は、構成企業と協力企業から成るとございます。この場合工事監理企業は、構成企業、協力企業のどちらでも参加可能と読み取れます。「実施方針P.9 第2-3-1)-③」の項では、構成企業はSPCから直接業務の受託・請負を予定している企業となっています。「添付書類 用語の定義」の下段に記載された表では、構成企業は、SPCに出資している企業となっています。出資を伴わない、構成企業を認めていただけないでしょうか。	前段について、少なくとも1者は構成企業としてください。後段は、No.49のとおりです。
58	実施方針	11	第2	3	3)	(1)	②	入札公告（7月上旬）までに基本設計業務が完了していれば、設計実績の対象になると理解してよろしいでしょうか。	入札公告の日までに完了していれば対象です。
59	実施方針	11	第2	3	3)	(1)	②	「国又は地方公共団体が発注・・・」とありますが、PFI事業におけるSPCから設計企業への発注も設計実績の対象になると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	実施方針	11	第2	3	3)	(1)	②	参加表明書等を提出する際、設計実績の証跡として、業務の完了通知書等を添付すればよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
61	実施方針	11	第2	3	3)	(1)	②	設計企業の設計実績が3,000㎡以上の学校給食共同調理場となっていますが、同規模食数の実績としていただけませんか。	不可です。
62	実施方針	11	第2	3	3)	(1)	②	「ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績・・・」とありますが、該当する実績があれば床面積等の要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	④に記載のとおり、参加資格要件に含まれます。
63	実施方針	11	第2	3	3)	(1)	②	設計企業が満たすべき参加資格要件は 「平成26年度以降、入札公告の日までに、国又は地方公共団体が発注した延床面積 3,000㎡以上の学校給食共同調理場の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。」とありますが、学校給食共同調理場の場合、食数が多くなっても設計上の工夫を行うことにより面積を抑制するため、食数と面積が必ずしも比例することにはならないのが通例です。 また本事業の場合、資料7 児童生徒数及び将来推計によりますと、施設の運営が開始される令和9年4月時点で提供される食数は3,500食程度となります。 これより、設計企業が満たすべき参加資格要件を、 「平成26年度以降、入札公告の日までに、国又は地方公共団体が発注した提供食数3,500食以上の学校給食共同調理場の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。」として頂けないでしょうか。	不可です。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
64	実施方針	11	第2	3	3)	(1)		「構成員である設計企業・・・」と記載がありますが、「添付書類 用語の定義」で構成員は、構成企業と協力企業から成るとございます。この場合設計企業は、構成企業、協力企業のどちらでも参加可能と読み取れます。 「実施方針P.9 第2-3-1) -③」の項では、構成企業はSPCから直接業務の受託・請負を予定している企業となっています。「添付書類 用語の定義」の下段に記載された表では、構成企業は、SPCに出資している企業となっています。出資を伴わない、構成企業を認めて頂いていただけないでしょうか。	No.57のとおりです。
65	実施方針	12	第2	3	3)	(6)		「その他企業」の参加資格要件について確認させてください。「競争入札参加資格承認簿」への登録を「物品購入・役務提供」でしておりますが問題ないでしょうか。	承認簿に登録されていれば、業種の種類は問いません。
66	実施方針	12	第2	3	3)	(6)		配送企業や調理設備企業が本事業に参加する場合は「その他企業」に該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
67	実施方針	12	第2	3	5)			構成員の変更について、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更については、・・・、市と協議を行うこととする、とありますが、SPCから直接業務を受託・請負する予定のない協力企業の立場においても、参加表明時の企業名に名を連ね、資格審査等を受けなければならないのでしょうか。	参加表明時に、企業名を連ねる者については、参加資格審査を必要とします。ただし、協力企業については、業務の担当者としての個別の資格要件は求めないものとして、入札説明書時に改めてお示しします。
68	実施方針	13	2	4	3)			1グループの入札であった場合でも、落札者を決定するという理解でよろしいでしょうか。	落札者決定基準により判断します。
69	実施方針	13	第2	4	1)			選定委員会の委員についてご教示いただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
70	実施方針	13	第2	4	1)			選定委員会を構成する学識経験者等の氏名等は公表される予定でしょうか。	入札公告時に示します。
71	実施方針	13	第2	4	3)			応募者が1者の場合も、入札は成立すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	実施方針	15	4	1				敷地面積8,500㎡以内とありますが、計画案の検討および建設費算出する上でも、正確な敷地境界及び測量情報を明確に示してください。	資料を提供します。（資料12,13）
73	実施方針	15	4	1				敷地面積8,500㎡以内とありますが、精度の高いプラン検討およびコストを算出するために、敷地境界の詳細資料をお示しいただけないでしょうか。	No.72のとおりです。
74	実施方針	15	4	1				建設予定敷地の測量図を提供いただけないでしょうか。全国の学校給食センター事業でも事前に測量図は自治体から提示いただけており、測量図がいただけない場合、精度の高いプランを提出することは困難であると考えております。提案書提出までの期日も迫っていることから即時掲示いただきたいです。	No.72のとおりです。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
75	実施方針	15	4	1				敷地境界のデータ（CAD）を提供願います。計画案をする上で、最低限敷地座標を先行して提供をお願い致します。	CADデータはありません。
76	実施方針	15	4	1				敷地面積8,500㎡以内とありますが、計画案の検討および建設費算出する上でも、敷地境界を明確に示してください。	No.72のとおりです。
77	実施方針	15	4	1				対象敷地面積約48,000㎡の内、計画敷地を8,500㎡に限定した経緯を教えてください。	企画提案に直接関係しないと判断しますので回答は控えます。
78	実施方針	15	4	1				対象敷地面積全体での現況測量図（平面、高低差（レベル）、構造物、樹木調査）の提供をお願いします。	No.72のとおりです。
79	実施方針	15	4	1				前面道路の接道長さ（対象敷地全体および8,500㎡での敷地とも）、レベル、構造物の情報を提供願います。	公表資料2及びNo.72のとおりです。
80	実施方針	15	4	1				土壌汚染対策は不要の前提でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	実施方針	15	4	1				地中埋設物はない前提でよろしいでしょうか。	現時点で把握している埋設物はありません。
82	実施方針	15	4	1				赤実線内の北東部に小高い山（がけのような小山）があります。こちらの詳細（レベル、ボーリング調査等）な情報を提供願います。	特にありません。
83	実施方針	15	4	1				上記、小高い山（がけのような小山）を敷地利用する場合、造成工事として、貴市による工事として考えてよろしいでしょうか。	事業者負担です。
84	実施方針	15	4	1				上記、小高い山（がけのような小山）の半分は今回敷地（8,500㎡）外となっているため、造成していただく際には、敷地外となっている部分も掘削していただけますでしょうか。	造成はしません。
85	実施方針	15	4	1				雨水排水の接続先の情報を提供願います。	南面接道の雨水側溝です。
86	実施方針	15	4	1				開発行為には該当しない前提でよろしいでしょうか。	提案内容により異なりますので、開発許可事務担当窓口に確認願います。
87	実施方針	15	4	1				埋蔵文化財包蔵地に指定とありますが、資料5より特に手続き等は不要で、問題なく設計・建設してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	実施方針	15	4	1				敷地境界のcadデータを提供願います。	No.75のとおりです。
89	実施方針	15	4	1				敷地北側築山の斜面等が、がけ条例に該当することが懸念されます。そのため対象敷地面積全体での現況測量図（平面、高低差（レベル）、構造物など）の提供をお願いします。	No.72のとおりです。
90	実施方針	15	第4	1				対象敷地について、ある程度正確な境界の位置（赤色の実線）が確認可能な資料を提供いただけますでしょうか。	No.72のとおりです。
91	実施方針	15	第4	1				配送車庫は事業者提案により、本施設の一部兼用又は不要としてもよろしいでしょうか。	要求水準書（案）の質問回答No.261を参照。
92	実施方針	15	第4	1				施設計画の検討・施設整備費の概算において対象敷地を特定させるために対象敷地の敷地境界の明示と現況測量図（平面、高低差（レベル）、構造物、樹木調査）の早期提供をお願いします。	No.72のとおりです。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
93	実施方針	15	第4	1				対象敷地（8,500㎡）以外の用地を工事用として使用することは可能でしょうか。	落札者と協議の上、決定します。
94	実施方針	15	第4	1				対象敷地内の築山について、それを残置することの安全性は確認されていると理解してよろしいでしょうか。	安全性の検証も含め、提案願います。
95	実施方針	15	第4	1				一部が埋蔵文化財包蔵地に指定されているとありますが、資料5：埋蔵物調査結果から遺構等の検出はされなかったため、本事業においては特段の手続きなく、施設整備業務を行ってもよいと考えてよろしいでしょうか。	No.87のとおりです。
96	実施方針	15	第4	1				敷地面積は8,500㎡「以内」とありますが、敷地境界が今後変わる可能性があるのでしょうか。また、敷地の現況測量図等がもしありましたらご開示をお願いします。	建設地は変わりません。最大8,500㎡で提案願います。
97	実施方針	15	第4	1				一部が埋蔵文化財包蔵地に指定されているとございますが、資料5：埋蔵物調査結果から遺構等の検出はされなかったため、本事業においては特段の手続きなく、施設整備業務を行ってもよいと考えてよろしいでしょうか。	No.87のとおりです。
98	実施方針	15	第4	1				敷地面積約48,000㎡の内、8,500㎡以内の立地条件ですが、外構計画の範囲をご教示ください。	公募時では確定しません。
99	実施方針	15	第4	1				一部が埋蔵文化財包蔵地に指定されているとの事です。具体的な場所、影響をご教示ください。	公表資料5及びNo.87のとおりです。
100	実施方針	15	第4	1				敷地面積8,500㎡以内とありますが、計画案の検討のため、敷地境界を明確にお示し下さい。	No.72のとおりです。
101	実施方針	15	第4	1				上記について、敷地境界確定などの予定をお示しください。	事業開始後の調査により確定の予定です。
102	実施方針	16	第4	2	1)			配送校数の変更等で現時点で計画はありますでしょうか。	ありません。
103	実施方針	16	第4	2	2)			給食エリア・非汚染作業区域に「配送室」とありますが、配送風除室と捉えて宜しいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりです。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
104	実施方針	16		2	1)			「※配食校数（受配校）については、学校の統廃合等により、変更する場合がある。」とありますが、変更の際は、「食数は、最大食数4000食の範囲内」「クラス数は、資料7に記載されている令和5年11月1日現在の学級数を上限とした範囲内」「コンテナ台数は、同じく資料7に記載されている令和5年11月1日現在の各学校のクラス数をもとに事業者が提案した台数の範囲内」で対応可能な範囲を前提として頂き、万が一それを超える場合に不足する「食缶、コンテナ、およびそれらの消毒保管装置等」はすべて、市の負担により調達頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	提案の範囲とも関係しますので、現時点では限定しません。
105	実施方針	19	別紙1	17				物価変動に伴う事業者の費用の増減に対し、指標となるものをご教示ください。	入札公告時に示します。
106	実施方針	19	別紙1	17				建設業務に関する物価変動への事業期間はどの期間を想定しているのかご教示ください。	入札公告時に示します。
107	実施方針	添付	別紙1					本事業においては、出資の有無を問わずSPCから業務を直接受託・請負う企業はすべて構成企業との理解でよろしいでしょうか。	No.49のとおりです。
108	実施方針	添付	別紙1					協力企業について、構成企業から業務を受託・請け負う企業と定義する場合、参加表明書提出時点ですべての協力企業を確定することは難しいため、参加表明書提出時点では代表企業・構成企業のための明記で十分となるような書式をご検討ください。	協力企業は、全ての企業を必須としません。事業者の判断で、提案として体制に明らかにしておきたい企業について、協力企業に連ねてください。
109	実施方針	添付	別紙1					物価変動リスクにおける「一定範囲内の物価変動」はどの程度のものを想定されているかご教示ください。また、初回算出の基準日は、事業契約締結日ではなく、公告日とすることをご検討ください。	ご意見として承ります。
110	実施方針	別紙1					46	事業者欄が「△」となっておりますが、「△」である理由をご教示ください。	入札公告時の資料をご確認ください。
111	実施方針	別紙1						物価変動リスクの一定範囲内の物価変動はどの程度のものかご教授ください。また、初回算出の基準日については、昨今の物価上昇具合も鑑みて事業契約締結ではなく、入札広告公表日又は提案書提出日として頂けますようご配慮をお願いします。	ご意見として承ります。
112	実施方針	別紙1						価格改定について、近年の物価上昇を鑑み、初回算出の基準日については提案書提出日としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
113	実施方針	別紙1						物価変動リスクである、一定範囲内の物価変動について、一定という表現の範囲詳細をお示しください。算出の基準日は、昨今の社会情勢も踏まえ、入札広告公表日か、提案書の提出日としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
114	実施方針	別紙1						物価変動リスクの負担者が市と事業者ともに〇になっているが、リスク分担が不明確なため、明確にしてください。	入札公告時に示します。
115	実施方針	別紙1						物価変動リスクの基準日は、提案書提出日と考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
116	実施方針	別紙1						物価変動リスクの一定範囲内の物価変動の規模をお示し願います。また、初回算出の基準日については、昨今の物価上昇具合も鑑みて事業契約締結ではなく、提案書提出日での検討をいただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
117	実施方針	別紙1						物価変動リスクについて、建設本体の建設費や維持管理運営費はもちろん、調理設備や食器食缶、事務備品も物価改定の対象としていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
118	実施方針	別表-1_1		2				「一定の金額」について、入札公告時に具体的に提示していただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
119	実施方針	別表-1_1		11				「環境保全リスク」について、社会通念上充分な対策が実施されているにも関わらず、近隣住民等からの要望により追加対策を実施せざるを得ない場合、その追加対策費用については貴市にもご負担いただけませんでしょうか。	ご意見として承ります。
120	実施方針	別表-1_1		11				環境保全リスクについては、事業者負担となっています。しかしながら、施設整備の環境リスクについては、市のホームページの契約（書式集）記載の工事請負契約約款（令和6年4月1日更新）第29条（第三者に及ぼした損害）に規定されるように、市が「発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの」については損害を負担し、また、「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担」するようにリスク分担表を変更していただきますようお願いいたします。（当該約款では、市を「発注者」として定義しています。	ご意見として承ります。
121	実施方針	別表-1_1		12				第三者賠償リスクについては、事業者負担となっています。しかしながら、施設整備の環境リスクについては、市のホームページの契約（書式集）記載の工事請負契約約款（令和6年4月1日更新）第29条（第三者に及ぼした損害）に規定されるように、市が「発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの」については損害を負担し、また、「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担」するようにリスク分担表を変更していただきますようお願いいたします。（当該約款では、市を「発注者」として定義しています。	ご意見として承ります。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
122	実施方針	別表-1_1		17				別紙-1リスク分担表の物価変動リスクに関して、石巻市と事業者の負担となっていますが、物価スライドの協議は可能と いうことでしょうか。	入札公告時に示します。
123	実施方針	別表-1_1		17				「事業期間中における一定の範囲を超える物価変動」のうち、一定の範囲について具体的数値をお示しください。	入札公告時に示します。
124	実施方針	別表-1_1		17				本事業と同様のPFI案件では物価スライドの起算点は入札日または事業契約締結時とする事業が見受けられますが、入札公告日から入札日または事業契約締結時までの数ヶ月間においても物価上昇を見過ごすことはできない状況にございます。本事業における物価スライドの起算点は、入札公告時として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
125	実施方針	別表-1_1		17				物価変動リスクの負担者が市と事業者の双方となっておりますが、負担先の決定方法を入札公告の際に提示していただく ようお願いします。	ご意見として承ります。
126	実施方針	別表-1_1		17				物価変動リスクに光熱水費の変動リスクも含まれている理解でよろしいでしょうか。含まれていない場合、入札公告の際に別項目として提示していただくようお願いします。	ご意見として承ります。
127	実施方針	別表-1_1		17				物価高騰については、発注者及び事業者双方において影響が大きく、事業継続性にも影響しかねない状況であるため、公的指標によるスライド条項等物価変動に伴うサービス対価の改定規定が必須という認識です。また、着工前スライドの起算日は事業契約時ではなく入札公告時とするなど、少しでも実態に即した契約となるようご対応をお願いいたします。	ご意見として承ります。
128	実施方針	別表-1_1		19				基準金利設定時点以降の金利変動に関するリスクについては事業者負担とありますが、本事業は約17年間と長期にわたるため、一定期間経過した後に基準金利を見直していただけない でしょうか。	ご意見として承ります。
129	実施方針	別表-1_1		21				施設整備期間において、事業者が負担する「一定の金額」とは、市のホームページの契約（書式集）記載の工事請負契約約款（令和6年4月1日更新）第30条（不可抗力による損害）に規定されている「請負代金額の100分の1」のように、市が所有権移転時に一時金として支払う施設整備に係るサービスの対価の100分の1となるのでしょうか。	ご意見として承ります。
130	実施方針	別表-1_1						パートの人件費に関する改定に用いる指標として、人件費の適正なお見積もりのため宮城県の「最低賃金の上昇率」も考慮した改定としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
131	実施方針	別表-1_1						第三者賠償リスクについて、事業者が適切に業務を実施していたにも関わらず、事業者側で対応すべき業務の範囲を超えた事象により第三者への賠償が発生した場合、（例えば、事業者で修繕すべき範囲を超えた施設の劣化を起因とした第三者への賠償等）については、事業者は責任を免れるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
132	実施方針	別表-1_1						不可抗力について、一定の金額までは事業者負担とした場合、不可抗力を事由とする建物や機械の修繕費用（設備入替等）は所有者である貴市が全額負担し、事業者の費用負担の範囲は維持管理業務に係る費用に限定していただくようご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
133	実施方針	別表-1_2		31				「用地リスク」について、埋蔵文化財の出土については、現在貴市から提供されている埋蔵物調査結果からは類推できないものとして、そのリスクは貴市にご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、入札公告時の資料も参照ください。
134	実施方針	別表-1_2						設計リスクとして、社会的な不可抗力（大地震や感染症蔓延等）によるリスクは市の負担として考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
135	実施方針	別表-1_3		46				給食数増減リスク（生徒数・教職員数の変動による需要の変動分）の負担者が市と事業者の双方となっておりますが、負担先の決定方法を入札公告の際に提示していただくようお願いいたします。	ご意見として承ります。
136	実施方針	別表-1_3						No. 46「生徒数・教職員数の変動による需要の変動」の事業者欄の△は、別紙記載の食数、クラス数を最大値とし、それ以内は、事業者負担。それ以上は市負担と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
137	実施方針	用語の定義						構成企業の定義は、SPCへの出資の有無を問わず、SPCから直接業務の受託・請負を予定している者と理解してよろしいでしょうか。	No.49のとおりです。
138	実施方針	用語の定義						構成員とは構成企業（代表企業を含む）と協力企業からなるとありますが、P9-第2-3-1)③において、応募者の構成員は、代表企業と構成企業からなるとあり、協力企業は含まれておりません。どちらが正でしょうか。	No.48のとおりです。
139	実施方針	用語の定義						定義によれば、協力企業とは、構成企業から業務の受託・請負を予定している者であり、構成員になるということですが、例えば構成企業たる建設企業から業務を受託・請負を予定している企業は多数あり、これらを参加表明時に決定して構成員に加えることは不可能であることから、構成企業から業務の受託・請負を予定している者を協力企業として構成員とすることについてご再考いただけませんかでしょうか。	No.48のとおりです。

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	①	質問・意見内容	回答
140	実施方針	用語の定義						「選定事業者」の定義において、「基本契約を締結した企業グループを指す。」とありますが、本文以降、基本契約という用語は出てきません。この基本契約は、基本協定のことを指すと考えてよろしいでしょうか。	事業契約と読み替えてください。
141	実施方針							「添付書類 用語の定義」の下段に記載の図では、「SPCに出資する企業が構成企業」と読めるかと存じます。設計企業や事業マネジメント企業が本事業に参画する場合は、出資を伴わないがSPCから直接業務を受託・請負をすることが想定されますため、構成企業には「出資を伴う構成企業」と「出資を伴わない構成企業」の2種類があることを確認させていただきたくお願いします。	No.49のとおりです。
142	実施方針							「協力企業」とは構成企業からのいわゆる下請の立場であることと理解しました。関連して下記3点の質問・意見についてご回答いただきたくお願いいたします。 ①協力企業については、下請であるため、P10～12にあるような参加資格要件は特に無いと理解してよろしいでしょうか。 ②協力企業は下請けという立場であるため自治体と直接契約を締結する構成企業と異なり、発注者となる構成企業の立場としても（協力企業（下請け）の立場からも同様に）、提案及び落札時点では協力企業に対する業務の発注・受注や請負金額が何ら保証できる状況ではないと考えられます。そのため、落札者となった後に双方の調整により協力企業への発注に至らないことも十分考えられるかと存じます。その場合は構成員（協力企業）を変更することは問題はないと理解してよろしいでしょうか。（P12 5）構成員の変更に記載の「やむを得ない事情」に該当するかという主旨の質問となります） ③物価高騰など時世変化が激しい状況であるため、上記②のような状況は多分にあるかと考えられます。本表記による協力企業（構成企業から業務の受託・請負を予定している者）については、多くの先行事例と同様に構成員という定義からは除外していただくことを検討いただけないでしょうか。	①No.67のとおりです。 ②基本的には発注いただくことを前提として、構成員における協力企業を定めてください。 ③No.48のとおりです。